

那賀5町

合併協議会だより



平成16年5月18日、新市建設計画策定検討小委員会 タウンウォッチング風景

(打田町：国指定史跡「紀伊国分寺跡」)

目次

- | | |
|---|---------------------------|
| ■ 第3回合併協議会審議状況 …… 2P・3P | ■ 市町村合併 Q&A …… 7P |
| ■ 第2回新市の事務所の位置等
検討小委員会審議内容 …… 4P | ■ 豆知識（伝説編） …… 7P |
| ■ 第2回新市の議会議員の定数及び任期
検討小委員会審議内容 …… 5P | ■ 新しい市の名称募集 …… 7P |
| ■ 第2回・第3回新市建設計画策定
検討小委員会審議内容 …… 6P | ■ 5町のこんなところ・あんなところ … 8P |
| | ■ 合併協議会・小委員会開催のお知らせ …… 8P |



第3回 合併協議会の審議状況

5月28日、桃山町保健福祉センターで第3回那賀5町合併協議会を開催しました。

報告事項

「新市の事務所の位置等検討小委員会」・「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」・「新市建設計画策定検討小委員会」の協議状況について委員長報告がされました。

報告第11号

第2回新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

報告第12号

第2回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

報告第13号

第2回新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について
(報告第11号から第13号までは4・5・6ページに詳しい内容を記載しています。)

協議事項

次の議案が提出され、協議第8号の1、第9号の1については決定、確認し、協議第10号から第14号までは第4回協議会で、協議することになりました。

確認

協議第8号の1

一般職員の身分の取扱いについて

現に打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容

一、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、

適正化に努めるものとする。

二、職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

三、職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。

四、職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

※協議第8号の1とは、一度協議第8号として提案されたものに対して第1回目の審議を行うという意味です。



確認

協議第9号の1

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

提案

協議第10号

財産及び債務の取扱いについて

5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

財産区保有財産は、財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。



提 案

● 協議第11号

地方税の取扱いについて

市民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税及び特別土地保有税については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、入湯税については、打田町の例によるものとする。

ただし、都市計画税については合併特例法第10条第1項により、合併の日の属する年度及びこれに続く3年度間に限り、現在の桃山町及び貴志川町については課税免除するものとする。

各税の納期については、それぞれ調整方針（案）のとおりとする。



地方税の納期調整方針（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税			1~30		1~31		1~31			1~31		
固定資産税	1~30			1~31					1~25		1~末日	
都市計画税	1~30			1~31					1~25		1~末日	
軽自動車税		11~31										

[固定資産税と都市計画税は同時に徴収]

提 案

● 協議第12号

特別職員の身分の取扱いについて

(1) 常勤の特別職（教育長を含む）

の職員及び行政委員会等の委員の身分の取扱いについては、法に特別の定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は5町の長が協議して定める。給与及び報酬は、現行額・類似団体等の額を参考に調整する。

(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定める。

(3) 審議会・委員会等の附属機関等は、次のとおり取扱うものとする。

① 現に5町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。
② いずれかの町に設置されているが、5町すべてに設置されていないものは、新市において速やかに調整する。

③ 人数・任期・報酬等は、現行制度及び類似団体の制度を参考に調整する。

(4) その他の特別職で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

提 案

● 協議第13号

条例・規則等の取扱いについて

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行するもの。

(2) 一定の地域に暫定的に施行するもの。

(3) 合併後に逐次制定し、施行するもの。

提 案

● 協議第14号

使用料・手数料等の取扱いについて

(1) 使用料については、原則として当分の間現行どおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、随時調整を行うものとする。

(2) 手数料については、合併時に統一する。





第2回新市の事務所の位置等検討小委員会審議内容

日 時：平成16年5月17日(月) 午後1時30分
 場 所：桃山町保健福祉センター 2階ピーチホール
 出席委員：16名



おもな協議（決定・確認）事項

新市の名称の選定方法等に関するについて

新市の名称候補選定作業方法について協議、決定しました。



①第1次選定（小委員会各委員）

小委員会の各委員は、一般応募作品の中から選定基準に基づき、新市の名称としてふさわしいと考えられる名称候補5点以内を7月末までに選定。

②最終選定（小委員会）

8月17日開催予定の小委員会において、各委員が選定した名称候補の中から委員の協議により協議会へ提案する名称候補5点程度を選定する。

この選定が協議により困難な場合は、委員全員による投票で選定。

③協議会へ報告

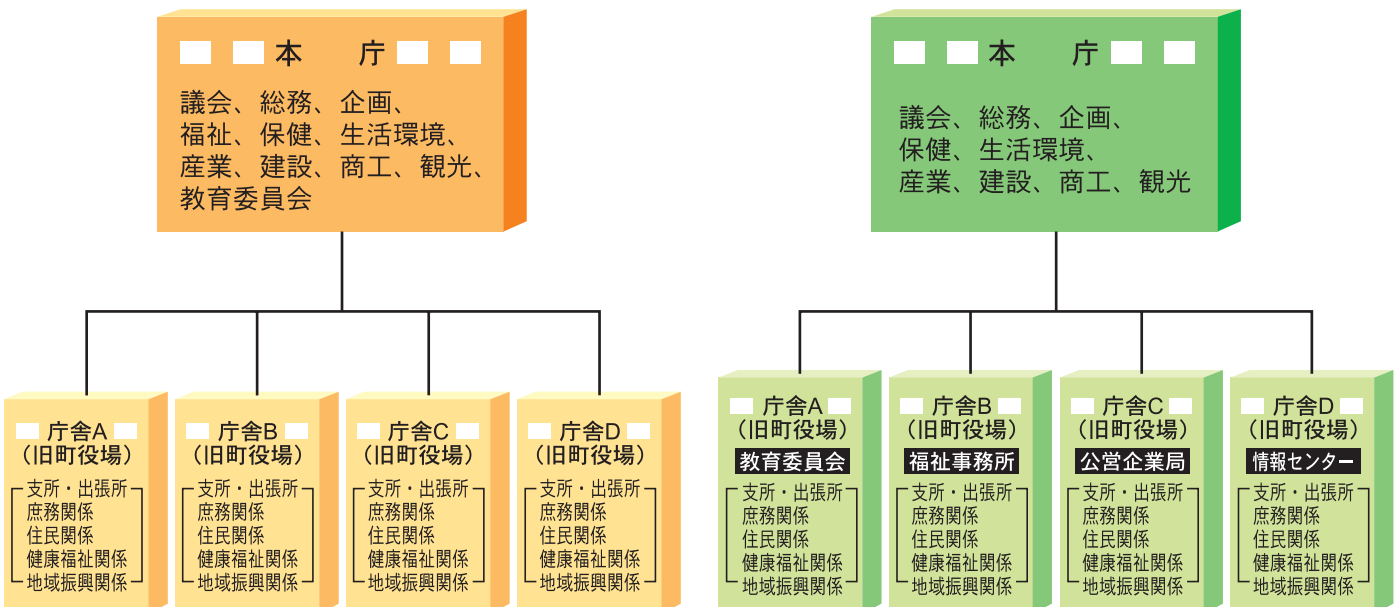
最終選定により選定された新市の名称候補5点程度は、選定理由を付して、8月26日開催予定の第6回協議会へ報告。

新市の事務所の位置の選定に関するについて

新市の事務所の方式について、本庁方式の集中型と分散型についての組織モデルを設定し、施設として利用する可能性、住民の利便性、事務の効率性を検討ポイントとして協議、検討しましたが、継続審議となりました。

【例1】 本庁方式（集中型）

【例2】 本庁方式（分散型）



【例1、例2は参考であり検討用資料として提案したものです】



第2回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会審議内容

日 時：平成16年5月18日(火) 午後1時30分
 場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
 出席委員：9名



・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュールについて

小委員会で協議する今後のスケジュール内容を確認しました。

H16.5.18 第2回小委員会
 検討事項の協議
 ・今後のスケジュール（案）
 ・設置選挙、定数特例、在任特例
 の選択の協議



H16.6.15 第3回小委員会
 検討事項の協議
 ・設置選挙、定数特例、在任特例
 の内1つを決定
 ・議員定数の協議
 ・選挙区を設けるか否かの協議



H16.7.中旬 第4回小委員会
 検討事項の協議
 ・議員定数の決定
 ・選挙区を設けるか否かの決定
 ・選挙区数とその定数の協議



H16.8.中旬 第5回小委員会
 検討事項の協議
 ・選挙区数とその定数の決定



H16.8.26 第6回合併協議会
 ・小委員会の決定内容を委員長から報告
 新市の議会議員の
 定数及び任期の確定

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、継続審議となり、次回は地方自治法及び公職選挙法の原則（設置選挙）、合併特例法第6条による方法（定数特例）、合併特例法第7条による方法（在任特例）のいずれかの方法で決定していくことを確認しました。

● 合併後の議会議員の定数及び任期についての3パターン

5町の議会議員（74議席）



原則

新市において設置選挙を行う。任期は選挙の日から4年間。

(30人以内)

定数特例

設置選挙に限り、定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。

(60人以内)

在任特例

合併から2年を超えない範囲で5町の現職議員が全員在任する。

(74人)





第2回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時：平成16年5月18日(火) 午前10時
 場 所：打田町保健福祉センター 3階 大会議室
 出席委員：9名

・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

基本構想についての検討

基本構想の基礎的な資料となる5町の特性と課題・問題点について意見交換を行った後、新市の将来像のあり方等について、協議を行いました。また、基本構想の策定については、住民意識調査結果を的確に捉え、計画に反映させていくことを確認するとともに、5月28日開催の第3回小委員会ですらに検討を深めていくことになりました。

タウンウォッチングについて

公共的施設の整備方針を策定する必要があることから、既存施設の有効活用、外部委託の検討、開発用地の利用促進等を考えていくために施設見学を実施しました。各町から推薦のあった10箇所の施設を訪問し、担当者から施設運営等の説明を受けました。



那賀町：青洲の里（フラワーヒルミュージアム）

第3回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時：平成16年5月28日(金) 午後3時
 場 所：桃山町保健福祉センター 2階ピーチホール
 出席委員：9名

・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

基本構想案についての検討 ・ 協議

5月18日開催の第2回小委員会で作された意見や、住民意識調査の中間報告結果をふまえて作成された基本構想（素案）について検討・協議され、さまざまな観点から活発な意見が交換されました。

次回小委員会でも、引き続き議論を重ね、検討・協議を進めていくことを確認しました。





市町村合併 Q&A

Q 主な特別職について、合併直後どのようにして置かれるのか教えてください。

A おおむね、次の表のようになります。

市長	・合併の日から50日以内に選挙で決定。それまでの間は旧5町の町長の中から、市長職務執行者を選出。
助役	・新市長が議会の同意を得て選任。それまでの間は不在。
収入役	・新市長が議会の同意を得て選任。それまでの間は市長職務執行者が職員（吏員）の中から、収入役職務代理者を選任。
教育委員	・新市長が議会の同意を得て選任。それまでの間は市長職務執行者が旧5町の教育委員の中から臨時に選任。
教育長	・新しい教育委員の中から互選により選任。それまでの間は臨時教育委員の互選により、臨時の教育長を選出。
選挙管理委員	・新市の議会において正規の選挙管理委員が選挙されるまでの間、旧5町の選挙管理委員の中から互選により選出。
固定資産評価審査委員	・新市制最初の議会で選出。それまでの間は旧5町の委員の中から市長職務執行者が選任。
監査委員	・新市長が選任。それまでの間は不在。

豆知識（伝説編）

石榴川伝説

ひまちろうげ
日待峠を源に細い谷々の流れをあわせて貴志川に注ぐ
ざくろ川。この川と雄滝雌滝（秘文の滝）にはこんなお
話が伝えられています。

名前の由来

昔、黒川村の森にまつられていた稲村神社の神様が、神田の古宮、三船神社に移れることになりました。そのとき御神体が大きな蛇の姿に化けて、川を下ってゆかれました。これを聞いた人々はこの川を蛇来川と呼び、それがなまって、ざくろ川と呼ぶようになったと伝えられています。

こわい話

ざくろ川の岩場を流れ落ちる雄滝雌滝には、こんな恐い話も伝わっています。雄滝のそばには、昔、弁財天をお祭りする堂がありました。人々が来てこの堂にこもると、夜中にどこからともなく白蛇が現れ、ぐるぐると堂を巻き、堂の外からその人の血を吸いつくすといわれ、恐れられたといま

農民を助けた話

雄滝雌滝が、秘文の滝と呼ばれる由来を伝える話も残っています。昔、日照りに農民が苦しむ姿を見た高野山の僧が、滝壺にむかって雨乞いの秘文を唱えたところ、雷鳴とともに大雨が降りました。これに感謝した里人は、この滝を秘文の滝と呼び、雨乞いの場所として、魚を取るのが禁じたということです。



2基の吊り橋が緑の渓谷をつなぐ雄滝雌滝公園

雄滝雌滝は、高さ約3mと1mの二つの滝（桃山町神田）

なまえはあなたが決めま〜す!!

新しい市の名称を募集しています。

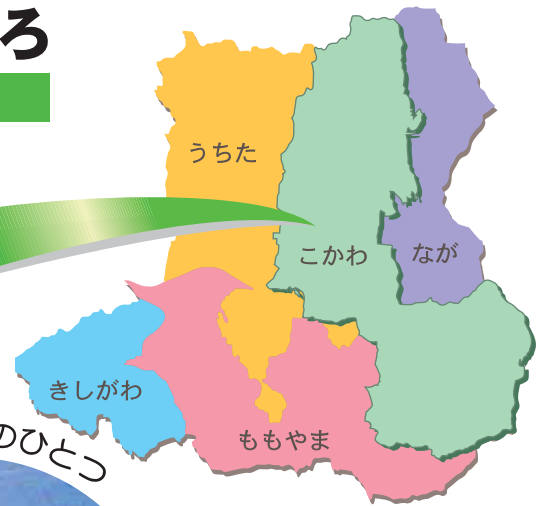
新市の名称の募集期間は6月1日から**7月15日**（当日消印有効）までとなっていますので、どしどし応募して下さい。

詳しくは、各戸配布の応募チラシ及びホームページをご覧ください。



5町のこんなところ・あんなところ

(粉河町)



自然と人の共生空間



ハイランドパーク

紀州三大祭のひとつ



粉河まつり

「厄除け観音」で有名な



長田観音

役場

(次回は那賀町です)

紀州富士として名高い



亀門山

国宝に指定されている



いかけしらでんこんどうそうみこし
沃懸地螺鈿金銅装御輿
(鞆八幡神社所蔵)

合併協議会・小委員会開催のお知らせ

第5回 合併協議会

日時 平成16年7月29日(木) 午後1時30分から
場所 打田町保健福祉センター 4階 ホール田園

第4回 新市の事務所の位置等 検討小委員会

日時 平成16年7月20日(火)
午後1時30分から
場所 粉河ふるさとセンター
2階 視聴覚室

第4回 新市の議会議員の定数 及び任期検討小委員会

日時 平成16年7月13日(火)
午後1時30分から
場所 粉河ふるさとセンター
2階 視聴覚室

第5回 新市建設計画策定 検討小委員会

日時 平成16年7月16日(金)
午後1時30分から
場所 打田町保健福祉センター
3階 大会議室